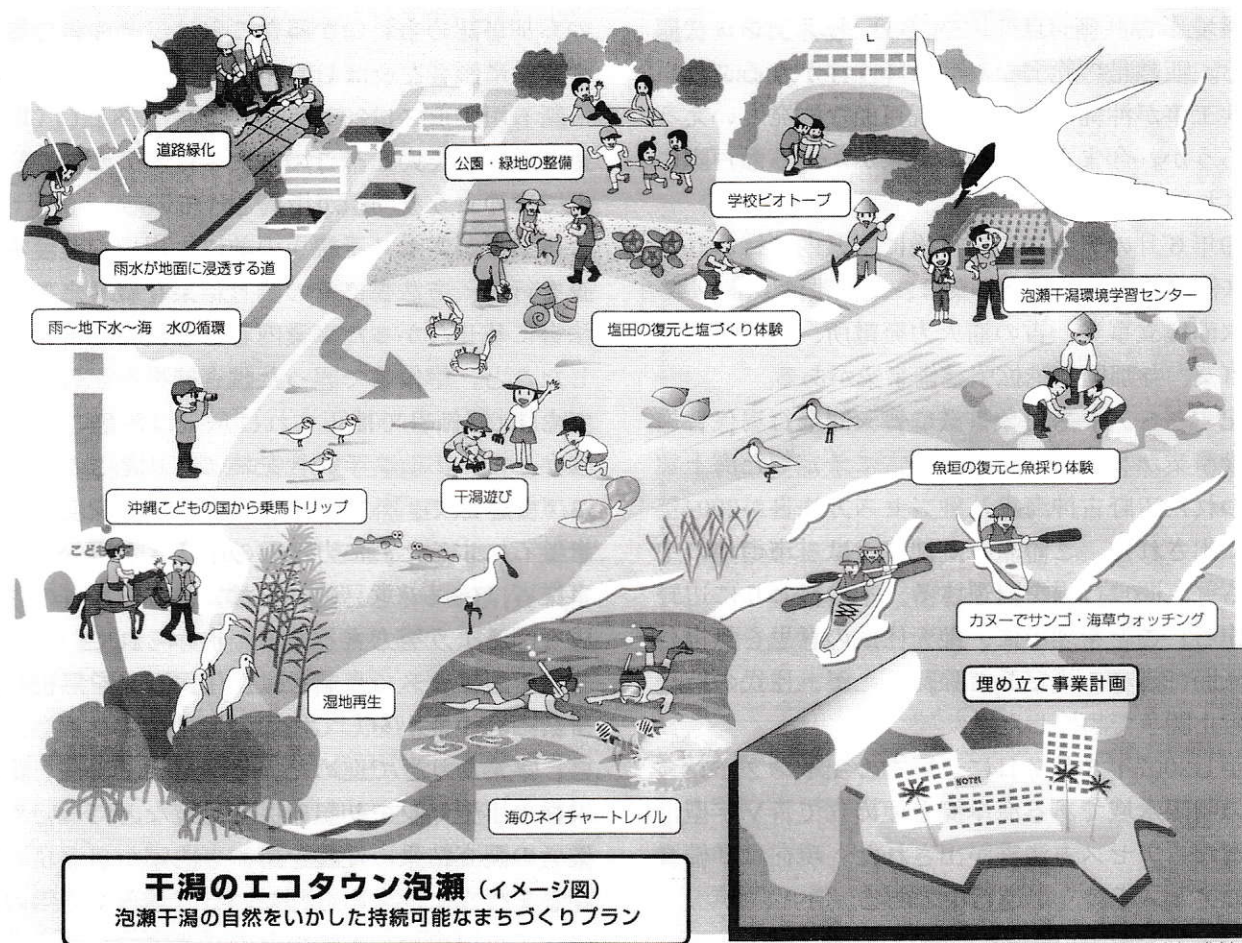


■おきなわ環境ネット■

沖縄環境ネットワーク通信 41号



「埋立事業が泡瀬干潟に与える影響と保全の提言 —泡瀬干潟自然環境調査報告書—」2007年2月財団法人 日本自然保護協会より

沖縄県内の環境アセスの現状と今後の展望

—市民の力でアセス法を環境破壊の防波堤とすべく確固たるアセス制度に—

… 鷺尾眞由美

「辺野古・違法アセス訴訟」が2009年8月19日に那覇地裁に提訴

… 真喜志好一

泡瀬干潟埋立裁判2009年10月15日判決！

～泡瀬干潟埋立問題の現状と課題～

… 桑江 直哉

2009年7月25日「沖縄・生物多様性市民ネットワーク」結成

… 真喜志好一

《環境情報おきなわ》

09.10.12. 12

沖縄県内の環境アセスの現状と今後の展望

— 市民の力でアセス法を環境破壊の防波堤とすべく確固たるアセス制度に —

鷲尾 眞由美（沖縄環境ネットワーク世話人）

1. はじめに

日本政府による沖縄対策の高率補助金と米軍基地押しつけの見返りで沖縄の公共事業は続き、開発に伴う環境影響評価（以下「アセス」）もラッシュ状態である。亜熱帯の脆弱な島嶼に降り注がれるこれらの公共工事が沖縄にとって持続可能な開発といえるのだろうか。今まさに沖縄の将来がかかる瀬戸際に立たされている。

1999年6月のアセス法施行後に、県内で行われたアセス法適用の主な開発事業は、中城港湾（泡瀬区域）公有水面埋立事業、吉の浦火力発電所、新石垣空港整備事業、与那国空港拡張整備事業がある。

特記すべきアセス対象事業に普天間飛行場代替施設建設事業がある。名護市辺野古に予定した海上案といわれた辺野古沖海上基地アセス方法書が2004年4月に出された。この米軍基地建設は「市街地の中にある普天間飛行場を返還する。その代わりに辺野古に作る」ことを理由に、地元住民の意思を無視して日米間で事業を決定して強行したが、住民の持続的な阻止闘争で頓挫した。

しかし2007年8月7日に辺野古のキャンプ・シュワブの制限水域である海岸側を埋め立て、V字型滑走路案なるアセス方法書が出された。現在は準備書段階のアセス手続きが進行中である。

2. 新石垣アセスから辺野古アセスに引き継がれた「アセス法の趣旨を没却した」手法

2000年4月に、新石垣空港の建設位置がカラ岳陸上案に決まった。同年11月に知事は、事業者が作成する方法書素案の検討から、その後の一連のアセス手続きに対して技術的な助言を受けるために「環境検討委員会」を設置した。この委員会には県内の大学教授など理工学系の専門家を委員として配した。そして同年12月27日に、アセス法に基づく沖縄県環境影響評価条例が公布された。この条例の第51条には、知事の諮問を受けて、事業者の作成するアセス評価の審査を行う環境影響評価審査会（以下「審査会」）の設置を規定している。その当時、沖縄環境ネットワーク世話人の宇井純先生（故人）は、審査会の運営

等について県に要望を行った。審査会の委員に環境NGOを加えることなどを求めたが、県は受け入れなかった。審査会にアセス法の専門家や環境NGOの参加が認められなかったことは、その後の審査会の運営に影響を及ぼしている。

新石垣アセスは2005年にアセスが終了し、既に工事が始まっている。このアセスは、アセス手続きの上で次のような問題が指摘されている。

事業者がアセス手続きの前に大規模な環境現況調査を行い、方法書にその調査結果を載せたこと。方法書に載せなかった事業内容を準備書で「後出し」したこと。準備書で誤った調査結果を記載し評価しても、「評価書で補正すれば瑕疵は治癒された」と強弁して、アセス手続きを終了させたこと等である。

アセス法で、外部の情報を取り入れ環境への配慮を盤石にするために方法書の手続きが導入された。事業者は住民の意見に「配意」して住民との合意形成を図るよう努力することが求められている。しかし新石垣アセスで事業者は、住民意見を無視したり事業内容の後出をして住民の意見を述べる機会を奪い、事業ありきで進めた。その結果、現在も絶滅危惧種の小型コウモリ類の保全対策などについて、事業者の調査結果に疑義を持つ専門家から洞窟の共同調査を行うよう求められている。さらに昨年の5月に、工事現場から人骨などの「遺物」が発見されて遺跡の可能性があると指摘されていたが、工事を優先して遺跡調査を後回しにしていた。この事実を今年になってから発表し、改めて調査を行うなどの事態が生じている。事業者にとって事業を遂行する上で不都合と思われる事実を隠すことが、後からの追加調査や工事など手戻りを生じさせている。その結果、事業者の行うアセスに対して市民の不信感を生み、アセス制度の信頼性を失っている原因にもなっている。

この新石垣アセスでとられた手法が、国の事業である辺野古アセスの手続きにも踏襲されている。

辺野古アセスは、方法書の前に20数億円の「環境現況調査」を強行した。事業者は、既に日米間で決定している事業内容を方法書に記載しないで、「供

用は米軍であるから、日本政府は具体的なことは申し上げられない」と情報を隠す姿勢を続けている。そしてアセス手続きを進めてから、次々と追加修正資料を出して、「追加修正資料は方法書ではない」と詭弁を弄して、住民の意見を述べる機会を奪い、2009年4月に準備書を縦覧した。

3. 環境アセスの実務を請け負う環境コンサルタント

通常アセス調査の実務は、事業者がアセス調査を行う実務者の環境コンサルタント（以下「環境コンサル」）といわれる企業に委託している。新石垣アセスも辺野古アセスも同じ環境コンサルが請負って、環境調査を行っている。この環境コンサルが、新石垣アセスで運用した、前項2で述べたような手法、大規模な事前環境調査、情報の後出し、住民の意見の無視など、「アセス法の趣旨を没却した」手法を、辺野古アセスではさらにスキルアップして運用していることは見逃せない。

環境コンサルは、環境を保全する環境専門家の立場から事業者に助言する役割がある。受託者という弱い立場を考慮しても、事業者におもねり、事業者の意に沿う「アワセメント」を行っていることは、辺野古アセスでも歴然としている。このアセスでは、生物多様性の豊かな辺野古や大浦湾が、大規模な埋立て工事によって受ける環境影響の評価を、「影響は少ない」と結論づけている。あまりに非科学的なこの結論に対して、各方面から批判を受けていることは周知のことと思う。

環境アセスの実務者として、沖縄の将来を見据える環境保全のためのアセスを実施しなければ、「環境産業栄えて環境滅びる」という現象の如く、早晚アセス産業は環境を消費し尽くして、企業としても持続しなくなるだろう。環境コンサルは、アセス法の精神を失うことなく、科学的で民主的なアセスを実施して住民から信頼される地位を築いてほしい。

4. 辺野古アセスを強行する国家に抗う住民がアセス手続きの違法性を司法で糾すことの意義

新海上基地建設のための辺野古アセスは、日米ロードマップの2014年を供用開始のデッドラインに決めて、そこから逆算した日程でアセス手続きを強行している。

アセス法は、事業者に環境保全上の適正な配慮がなされることを期待するという、いわば善意に期待

する手続きである。そのために事業者には、情報交流の機会、範囲を充実させ、住民との合意形成を図ることが求められている。しかし辺野古アセスでは、アセス法の趣旨を全く否定するかのように、住民に事業内容を隠して後出しをするなどの情報操作を行いながら、住民を排除したアセス手続きが行われている。この間、住民たちはアセス法で法定されている手続きの適用条項を事業者や審査会に提示してきた。法的な判断を、アセス専門家を交えて議論し、住民を排除した方法書の手続きのやり直しを求めてきた。ところが事業者も埋立事業の許認可権を持つ県も（環境省でさえ）アセス法の精神を捻じ曲げた事業者の解釈を容認して、住民の主張は切り捨てている。このまま「粛々と」事業者の思う通りに評価書に進めば、住民が意見を述べる機会は、現行のアセス法にはない。

2009年8月19日に、住民が那覇地裁に辺野古アセスの違法性を糾す訴訟を起こした。新石垣や泡瀬干潟でも、住民はアセス手続きの違法性を糾す裁判を起こしている。しかしアセス手続きが終了してからや、事業が認可されてからの後追いのためもあり、事業はすでに始まってしまっている。

辺野古アセスの裁判も、罰則規定のない現行アセス法の裁判である。しかし準備書手続きの途中で司法へ訴えたことは、アセス法にも想定していなかった事態であろう。逆に辺野古アセス手続きの違法性が確認されず、防衛省の思いのままにアセス手続きが進むことは、日本のアセス法が機能不全を起こしている証拠といえよう。

沖縄の環境をこれ以上喪失させずに次世代に引き継ぎたいと願う市民が、沖縄の環境を守っていかなくては誰が美しい亜熱帯の森とサンゴ礁の海を守れるのだろうか。

辺野古アセス裁判を契機に、国家がアセス法を侵してまで、巨大な米軍基地を沖縄に押し付ける暴挙を許さないために、この裁判に多くの人々が参加し監視することを願っている。

【謝意とご挨拶】会員みなさま、私は今年度から沖縄環境ネットワークの世話人として参加いたします。

2007年から2年間、桜井国俊先生のもとで、研究生として新石垣アセスを実体験した市民の立場から、沖縄で実施されている環境アセスメントの問題について学んできました。その成果を桜井先生のご尽力で、2009年9月に開催した2009年度環境アセスメント学会第8回大会で発表する機会を与えられました。このレポートは私が学会で発表したポイントを纏めたものです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

辺野古・違法アセス訴訟はじまる

真喜志 好一（沖縄環境ネットワーク世話人）

2007年8月に事業者である沖縄防衛局が出した辺野古の環境アセス方法書のあと、1,700万立法米の海砂の採取を発表するなど、アセス法の趣旨に反する事業の追加を繰り返しています。「辺野古・違法アセス訴訟」が2009年8月19日に那覇地裁に提訴されました。原告は344名、弁護団は41名。



====以下訴訟の趣旨より転載====

<請求の趣旨（裁判で求めていること）>

①方法書作成やり直し義務があることの確認、②準備書作成やり直し義務があることの確認、③追加修正部分についてやり直し義務があることの確認、④意見陳述の機会を奪われたことに対する国家賠償請求

<請求原因（アセスの問題点）>

○請求の趣旨①について

本件アセス方法書は、環境影響評価法5条の要件を欠く、瑕疵ある方法書であって、沖縄防衛局は法律にしたがった適正な方法書を作成すべき義務を免れない。

- (1) 環境影響評価手続を経ないで行われている「隊舎等の建物の建設工事着手の違法」
- (2) 環境影響調査方法書作成前の環境現況調査

（事前調査）の違法

- (3) 環境影響評価方法書作成義務違反
- (4) 方法書作成手続の違法

○請求の趣旨②について

本件準備書は、現在も沖縄防衛局が継続している調査結果も踏まえて作成されなければならなかったものであり、法14条が定める事業者の準備書作成義務を充足するものではなく、現在継続中の調査結果も踏まえて、準備書作成をやり直さなければならない。

- (1) 方法書作成以前の調査結果が引用されている
- (2) ゼロオプションを含む代替案の検討が不十分であること
- (3) オスプレイ配備に関する記述をすべきこと
- (4) 海砂採取その他関連事業についてもアセスの対象に含めるべきこと
- (5) 調査、予測及び評価が非科学的であること
- (6) 複数年調査の必要性
- (7) 準備書公告縦覧後の調査継続

○請求の趣旨③について

沖縄防衛局が2007年8月に本件方法書を公告して以降、幾多の事業内容の修正が加えられており、当該修正後の事業について、方法書の作成から環境影響評価手続を全てやり直す義務がある。

- (1) 方法書公告後・環境影響調査前の追加修正
- (2) 準備書において新たな事業が追加されている

○請求の趣旨④について

被告の行為によって、原告らの環境影響評価法8条1項及び18条1項に基づく意見陳述の権利ないし法的に保護された利益が侵害され、原告らは精神的な苦痛を被った。

=====転載終わり=====

94頁に及ぶ訴状は、「ヘリ基地反対協」のホームページにアップロードされています。「ヘリ基地反対協」をキーワードに、検索してください。

泡瀬干潟埋立裁判2009年10月15日判決！

～ 泡瀬干潟埋立問題の現状と課題 ～

桑江 直哉（沖縄環境ネットワーク事務局）

2008年11月19日那覇地裁における泡瀬干潟裁判で、埋立事業を行う沖縄県・沖縄市に対して「経済的合理性はない。今後一切の公金支出差し止めを命じる」という判決が下った。この裁判は、民事裁判で沖縄県民・沖縄市民582人が沖縄県・沖縄市に対して、泡瀬干潟埋立に関する事業の公金支出差し止めを求め2005年5月20日に提訴したものである。その那覇地裁の判決を不服として沖縄県・沖縄市が控訴し福岡高裁那覇支部にて現在係争中。来る10月15日は判決である。

泡瀬干潟とは

泡瀬干潟は、南西諸島最大級の干潟であり、生物多様性においては日本一の干潟であると言われている。絶滅危惧種174種以上、新種がここ数年で10種以上発見されている。さらに干潟の貝の種数360種以上、海草の種数13種以上、ムナグロ（渡り鳥）の越冬数等、ともに日本一となっている。このように泡瀬干潟は、開発の激しい沖縄において健全な生物多様性を保っている貴重な海域なのである。

東部海浜開発事業（マリンシティ泡瀬・泡瀬干潟埋立）

その泡瀬干潟にもバブル絶頂期1987年開発の波が押し寄せ、東部海浜地区埋立構想が沖縄市において策定。この計画は、当初地元住民からの要請もあり現計画であるホテルと商業施設のある出島方式のリゾート地へと計画変更される。当然、日本政府の許可が下りれば問題なく進められる工事であったが、大規模開発でリゾート開発であったため、国もリスクが大きいとこの計画に難色を示す。

しかし、泡瀬の北側で進められる中城湾港新港地

区（川田干潟埋立）の東埠頭の浚渫に伴う土砂捨て場として、この見向きもされなかった計画が大きく動き出すこととなる。当初、中城湾港新港地区の埋立は、東埠頭の土砂も利用する自己完結型の埋立事業であった。が、その土砂の質が埋立に適さないということで使わず近海への投棄へと変更される。しかし、日本政府が1996年に海洋法を批准したことで近海に捨てられなくなり、沖縄市が計画する東部海浜開発埋立事業が着目される。

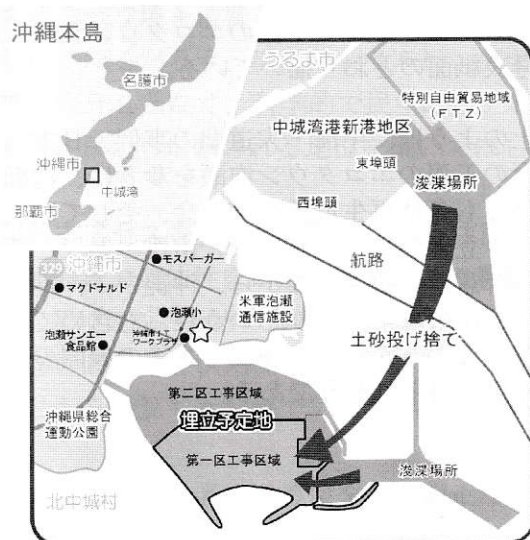
国、沖縄市は、土砂処分により新港地区の東埠頭完成と泡瀬地区埋立による沖縄本島中部域の活性化に繋がる一石二鳥の願ってもない事業だと喜び、2000年12月19日埋立認可が下りる。

泡瀬干潟埋立問題と裁判

事業が進展する一方で泡瀬干潟の他にない生物多様性の豊かさ、事業の杜撰さが徐々に明らかになっていく。環境アセスメントで「クビレミドロ（藻）、トカゲハゼ」が抜け落ちている。貝が26種のみ（現在360種以上確認）記載で少なすぎるなど杜撰さが指摘される。また埋立計画においても、埋立許認可当時すでに栽培漁業センター、海洋研究所も来る予定なし。企業動向調査でも進出可能性がゼロ。さらに浚渫予定地である自由貿易地域の土地売却率は、実質2.1%と事実上破綻、隣接する西埠頭も稼働率が悪く赤字で沖縄県が補填するありさまだった。これらを争点に2001年には住民投票条例可決に向け住民運動が盛り上がる。さらに各種世論調査でも反対が賛成を2倍上回るなど埋立中止の気運が高まっていった。しかし、沖縄市議会は、「市議会が民意を代表している」として条例を2度とも否決。さらに埋立推進側は推進署名8万5千人（沖縄市人口約11万）を集め「市民総意の事業である」とした。そして、尾身幸次沖縄及び北方対策担当大臣（当時）は、推進署名を受け取り2002年3月海上工事が着工し推進側は歓喜した。

その後も事業が進む中、新種・絶滅危惧種が続々と発見され、埋立区域内にはサンゴ群落が見つかる、2005年3月沖縄県外部監査人は事業の抜本的見直しを提言するなど、埋立問題に対する追求が止むことはなかった。

2005年5月20日沖縄市民・県民が泡瀬干潟埋立に関する公金支出差し止めを求め、沖縄県・沖縄市に対して提訴し裁判が始まる。その間、2006年4月沖縄市長選挙において、埋立推進を掲げる候補者を破り、東門美津子沖縄市長誕生。当初埋立は直ちに中止されるものと思われていたが、東門市長の公約で



ある「市民の意見を聞いて判断する」ということで検討会議ができ、その報告を受けた後、2007年12月東門市長は、「1区容認、2区困難」という計画は見直すが、引き返せないから推進という後ろ向きな判断を下したのであった。

2008年11月19日、那覇地裁は、環境アセスメントは不十分であるが違法とまでは言えない。としつつも、現時点において利用計画はなんら定まっておらず経済的合理性はないとし、市と県が公金を支出することは違法とした。しかし、沖縄市、沖縄県は、その判決に不服とし提訴。福岡高裁那覇支部での控訴審へと移る。

控訴審の争点

控訴審は、2009年5月にはじまり7月には結審する。

沖縄市は「なんら計画が定まっておらず、経済的合理性がない」という判決に対して、「2007年12月の東門美津子沖縄市長の「一区容認」、「二区困難」という市長表明は、たんなる市長の政治的表明であって、計画変更には当たらない」と主張。それに対して住民側は、2007年12月の東門市長の声明は、計画変更に当たり、現在は計画を練り直している途中なので白紙撤回したままである。その後行われた市民・諮問委員会を立ち上げてきた経緯などを事実として示し反論。また平成12年当時の以前の計画も杜撰で経済的合理性はないと訴えた。

泡瀬干潟埋立問題と今後の課題

控訴審裁判の結果はまだ現時点（2009年9月）で分かっていないが勝訴することを前提に書き進め、埋立中止後の展開に参考になると思われる先進事例と泡瀬干潟モデルの一例を挙げ今後の課題としたい。

中海・宍道湖（島根県）干拓事業中止と再生事業の先進事例

「国営中海干拓事業は、1963年農林水産省によって事業が着手された。この事業は中海5カ所の干拓地（2500ha中海の約25%）を造成する計画で、1992年までに4工区が完成した。しかし、干拓堤防や排水機場が完成していた最大の本庄工区（1689ha）は、2000年に中止された。この干拓事業に併せ農業用水確保するため中海・宍道湖を淡水化する事業も進行していたが、1988年に凍結をされた後、2002年に中止された。」（国営中海土地改良事業を中止し、ラムサール登録湿地へ～宍道湖・中海の場合～ 竹下幹夫（（財）宍道湖・中海汽水湖研究所））とある。この島根県の中海・宍道湖の干拓事業は、90%以上進んだ公共工事が中止され、現在は撤収され自然再生事業と進んでいる事例である。

中止後の取り組みとして、2005年3月「自然再生のためには地域住民が結集し、自然再生協議会を設立させ、自然再生全体構想の構築が必要である。」として、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8

条に規定する自然再生協議会を設置するための勉強会が始まる。同年11月には、宍道湖と中海がアフリカ・ウガンダで開催された第9回締約国会議で、ラムサール条約に同時登録。同年12月自然再生センター設立に向けて準備会が発足。2007年6月30日、公募委員（団体・個人）、専門委員、行政・公共団体委員、オブザーバー等約60名からなる中海自然再生協議会が結成され、現在も進行中である。

干潟のエコタウン泡瀬案

泡瀬干潟の今後の方向性として興味深い（財）日本自然保護協会の作った報告書を紹介したい。報告書の中で、泡瀬干潟自然環境調査委員会は、「うまみちゅぬ宝＊泡瀬干潟の自然を未来に引き継ぐために一埋立事業でない地域振興の道を探る」にて、次のように述べている。

1. 埋立という手段以外に東部海岸域の活性化は成し得ないのか問い直すべき。
2. また地元住民からの聞き取り調査で「下水道の垂れ流しで海が汚れている」、「原風景のヨシの復元で海水を浄化」との生活改善の意見があった。そこで「陸と海を結ぶ健全な水環境の再生」により泡瀬地区の生活改善を盛り込む。
3. 沖縄石灰岩地帯に特徴的な降雨の地下浸透、低地や干潟・浅海域での湧出という「健全な水循環」が絶たれている。そのため集中豪雨による水害が発生している。そこで「安心して暮らせるまちづくり」、「魚や貝があふれる豊かなイノリの再生」を実現するための自然再生事業を立ち上げ、陸域・海岸域・海域が一体となった「水循環の再生」。
4. 事業実施プロセスにおいても地域の活性化に貢献できるものであることが重要。地元の人たちの雇用が確保される事業の観点から事業計画を点検する。
5. 市民参加、情報公開を確保し、市民をはじめ行政やさまざまな立場の人が情報を共有し、学びながらまちづくりに参加していくことができるよう、観察会、体験学習などの活動を取り組む。そして、叩き台イメージとして「干潟のエコタウン泡瀬」を通信41号表紙面のとおり描いている。

以上のように、中海・宍道湖の事例、日本自然保護協会の干潟のエコタウン泡瀬を参考に、泡瀬干潟においても自然再生協議会準備会、そして設立。ラムサール登録湿地への登録など市民・県民と情報を共有し合意形成を図りながら、沖縄市・沖縄本島中部圏東海岸のまちづくりという視点も含めて事業をどう進めていくかなど、埋立中止後の展開のヒントがそこから得られそうである。

2009年7月25日「沖縄・生物多様性市民ネットワーク」結成

真喜志 好一（沖縄環境ネットワーク世話人）

2010年10月に名古屋で開催される「生物多様性条約（CBD）」第10回締約国会議に向けて、沖縄での取り組みが始まりました。2009年4月13日、有志によるCOP10にむけた沖縄での「ネットワーク」設立の提案から始まり、7月15日の第8回準備会を経て、7月25日に沖縄市農民研修センターで「沖縄・生物多様性市民ネットワーク」結成大会が持たれました。150名の参加があり、沖縄環境ネットワークも団体会員になっています。以下、結成にあたっての趣意書を転載します。なお、このネットワークの活動は2011年3月を目途としています。

2009年7月25日制定

亜熱帯に位置し、豊かで独特の生物多様性をもつ島嶼沖縄では、その豊かな自然環境を基盤に、独自の伝統・文化や暮らしが、長い歴史を通して育まれ、継承されてきました。そして「沖縄戦」「米軍統治」「日本復帰」「開発」という20世紀の経験を通し、「戦争」と「乱開発」が自然環境、伝統・文化、そして人々の暮らしを破壊することを、私たちは知りました。同時に、沖縄の歴史からのメッセージ「命どう宝」の大切さを、再確認しました。そして今、21世紀を迎えた私たちは、「環境」「平和」「人権」が尊重され、世界の人々がよりよい暮らしを追求できる社会の実現を、これまで以上に求めています。

私たちは、2010年10月、愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約（以下CBD）の第10回締約国会議（以下COP10）ならびにカルタヘナ議定書第5回締約国会議（以下MOP5）を、そのような社会の実現に向けて行動を起こす、重要な機会だと考えます。

「地球に生きる命（いのち）のための条約」と言われるCBDは、自然保護、生物資源の持続可能な利用は勿論のこと、平和、開発と貧困、先住民族の権利・伝統的知識等、沖縄と密接に関係する問題に取り組んできました。CBDはまた、その包括的目的を達成するために、多様な主体が地域、国全体、地球規模で取り組むことを提唱し、特にNGO/NPO、個人、さらには企業を含む「市民社会」の参画を重視しています。

私たちは、CBDの精神とその取り組みに賛同し、

COP10/MOP5に向けて、沖縄を拠点とした地球市民という立場で、主体的に活動するためのネットワーク、「沖縄・生物多様性市民ネットワーク」（略称：沖縄BD市民ネット、英名：Citizens' Network for Biological Diversity in Okinawa）を結成します。

===== 転載終わり =====

以下に役員を紹介します。

- | | | |
|--------|-------|-------|
| ○共同代表 | 伊波 義安 | 城間 勝 |
| | 高里 鈴代 | |
| ○事務局長 | 吉川 秀樹 | |
| ○事務局次長 | 河村 雅美 | 宮平 光一 |
| ○会計 | 平良 末子 | |
| ○会計監査 | 岡本由希子 | 真喜志好一 |

電話での問い合わせは：

吉川秀樹：090-2516-7969

郵便での問い合わせ：

〒901-2213 沖縄県宜野湾市志真志4-24-7
宜野湾セミナーハウス304号室

沖縄・生物多様性ネットワーク

<https://sites.google.com/a/libre-okinawa.com/bd-okinawa/>

会費は：

- | | |
|------|--------|
| 学 生 | 1,000円 |
| 一 般 | 2,000円 |
| 団体会員 | 5,000円 |

振込先はこちら：ゆうちょ銀行 01700-3-69279
沖縄BDネット

環境情報おきなわ (2009年6月～2009年8月)

■東アジア 米軍基地環境・国際シンポ in 韓国報告会

日 時：10月16日（金） 18時30分～21時

会 場：ソーシャルハウスあごら

首里桃原町1-8 TEL. 887-7071

（桃原農園向かい。駐車場は最寄の沖銀うらをご利用ください）

内 容：①DVD上映「同盟の裏側」

企画：韓国シンポ実行委員会

制作：ピョンファ・パラム、

②シンポ・現地視察・デモ・交流などの報告

会 費：1,000円（報告集：A4サイズで80ページ&飲み物代として）

問合せ連絡先：シンポジウム沖縄事務局

TEL. 090-1088-3007（高橋）

■泡瀬干潟裁判の判決を受けての集会（仮題）

日 時：10月24日（土） 18時30分～21時

会 場：沖縄市かりゆし園

沖縄県沖縄市知花6-36-17

TEL. 098-938-2562

（沖縄北インターより329号南向け約1km左）

10月15日14:00 福岡高裁那覇支部判決

10月16日13:30 参院議員会館第2会議室

問い合わせ連絡先：泡瀬干潟を守る連絡会

<http://awase.net> 携帯090-5476-6628（前川）

■軍事セクターへの環境法の適用に関する国連環境計画 国際市民社会団体・ステークホルダーワークショップ （仮題） 予定

UNEP（国連環境計画）の会議

日 時：11月27日・28日（28日一般参加）

会 場：宜野湾市内

（場所についてはお問い合わせ下さい）

内 容：今年12月にジュネーブで開催が予定されている「軍事セクターへの環境法適用に関する政府間会議」への市民社会側からのインプットを目的とする。

問い合わせ：

経済学部 地域環境政策学科 専任講師 砂川かおり

TEL/FAX 098-893-7166

E-MAIL ksunagawa@okiu.ac.jp（砂川かおり）

◆【書籍販売】 郵送します

◎『沖縄の環境と平和』 1,000円

◎『低周波音公害調査報告書』 500円

◎『沖縄から世界へ』 1,000円

◎『沖縄からコスタリカへ

～平和憲法とエコツーリズムの旅』 1,000円

◎『沖縄型・回分式参加溝のすすめ』 500円

◎『沖縄のエコツーリズムの可能性』 1,000円

事務局（098-861-1101）までお問合せ下さい

◆沖縄環境ネットワーク世話人会 参加自由です！

日 時：お問合せ下さい

会 場：沖縄環境ネットワーク事務所

年会費：個人会員 3,000円 学生会員 1,500円

家族会員 3,000円 団体会員 10,000円

特別賛助会員 100,000円

郵便振込先：（口座番号）02010-9-20132

（加入者名）沖縄環境ネットワーク



■編集後記■

沖縄環境ネットワークの事務局を酒井哲哉さんより受け継ぐこととなりました桑江直哉（くわえなおや）と申します。

私が環境問題に取り組むようになったのは2000年当時、泡瀬干潟問題に取り組んでいた砂川かおり（当時沖縄環境ネットワーク事務局）に出会ってからでした。当時の私はこの泡瀬干潟の埋立問題を知ってはいましたが、独りぼっちで「許せない！」という気持ちと「しょうがない」というあきらめの思いの狭間にいました。そんな時に泡瀬の干潟で遊ぶ会を主催していた砂川さんに出会うことができ、その活動に参加。今は泡瀬干潟を守る連絡会のメンバーとして運動に参加するまでになっていました。あの時の出会いがなければ今の私はなかったことでしょう。

突然ですが、みなさんは燈々無尽という言葉を知っていますか？ 仏教用語らしいのですが反戦運動や福祉問題を長年頑張っている方から教えて頂きました。たった一つの燈であっても、百千もの無数の燈に火を付けていく。そして、皆が明るくなり、その燈が絶えることがない。それが無尽燈という考え方だそうです。

砂川さんの師である宇井純先生は今おりませんが、確実にその灯火は受け継がれ私まで届いていたことは現在の泡瀬干潟の状況からみても明らかです。この宇井純先生から頂いた灯火を絶やさず、より沖縄の環境問題に取り組んでいきたいと思い、今回沖縄環境ネットワークの門を叩きました。

来年2010年は、生物多様性国際会議が名古屋で行われる年となっています。沖縄・生物多様性市民ネットワークと連携しながら、沖縄の環境問題を県民・国民に知らせ解決できるようさらに取り組んで行きたいと思います。今後とも宜しくお願い致します。（桑江）

沖縄環境ネットワーク通信・第41号

2009年10月13日発行

発 行 〒900-0015 沖縄市上地1-21-13

沖縄環境ネットワーク

TEL 098-939-1348

FAX 098-939-1346

E-mail/info2009@oki-kan.net

発行人 桜井 国俊 編集 桑江 直哉

<http://oki-kan.net/>（ただいま準備中）

※那覇市久茂地の事務所から沖縄市に引っ越しました。